



2018年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：3250 東証第一部)  
問合せ先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年  
電話番号 03-4500-4208

## 当社大規模買付ルール（買収防衛策）の更新について

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして2012年6月28日開催の第86期定時株主総会でのご承認を経て導入し、2015年6月23日開催の第89期定時株主総会で更新のご承認をいただきました大規模買付ルール（以下、「現行ルール」といいます）につきまして、以下のとおり現行ルールの更新（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます）を決議しましたのでお知らせいたします。

なお、更新については、現行ルールの有効期間の満了に伴い、2018年6月26日開催予定の第92期定時株主総会に付議し、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件としております。

### 記

#### 1. 本ルールの必要性および更新の目的

当社は、2012年6月28日開催の第86期定時株主総会にて現行ルールを導入し、2015年6月23日開催の第89期定時株主総会において更新のご承認をいただいております。

2018年6月26日開催予定の第92期定時株主総会の終結をもって現行ルールは有効期間が満了となることを踏まえ、当社は改めて「大規模買付ルール」の在り方につき、当社の置かれた今日的な状況等を踏まえ慎重に検討を進めてまいりました。かかる検討の結果、当社は現行ルールの更新が必要であるとの判断に至りました。

#### ■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といい

ます) によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もともと、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、現行ルールを導入し更新してまいりました。

当社は以下に示すとおり、2011年以降、継続的な展望に沿って、時々の優先経営課題を克服しつつ、①ターゲットとする市場の選別、②自社の経営資源の拡充・活用、③競争優位性の維持・強化を目指し、第2次から現在の第5次に至る中期経営計画を着実に遂行・達成するという成果を創出しながら、成長・発展してまいりました。このような当社の企業価値及び株主の皆様の利益の向上に向けた継続性に基づく一貫した経営方針を、抜本的に転換することとなる場合等においては、従来からの先行投資効果も踏まえた中長期的な当社の企業価値及び株主共同の利益等の観点も含めて、十分な情報に基づき、相当な熟慮期間を経て、慎重に判断されるべきであると考えています。

	第2次中期経営計画 2011年3月期～2013年3月期	第3次中期経営計画 2013年3月期～2015年3月期	第4次中期経営計画 2015年3月期～2017年3月期	第5次中期経営計画 2017年3月期～2019年3月期
テーマ	ビジネスモデルの “構築期”	ビジネスモデルの “確立期”	ビジネスモデルの “展開期”	ビジネスモデルの“拡充期” 新規事業構築の“準備期”
事業戦略	● 収益不動産事業のキャピタルゲインに、ストック型フィービジネスでのフィー収入の拡大を重層	● 収益不動産販売、プロパティマネジメント、資産コンサルティングをワンストップで提供する個人富裕層向けのビジネスモデルの確立	● ADビジネスモデルによるブルーオーシャン市場の確立・強化に向けて ● 経営資源の拡充	● 次なる飛躍に向けた準備期間
基本方針	① ADブランドの確立 ② 営業体制／営業力の強化 ③ 生産性の向上 ④ 資金調達力の強化・充実	① ADブランド・ADビジネスモデルの確立 ② 事業規模の拡充 ③ 機動的自己資本の調達	① 事業規模の拡大と収益基盤の安定化 ② クローズド・マーケットの創造	① 収益不動産残高の戦略的な拡充を通じた、強固な事業基盤の確立と安定的な収益基盤の追求 ② 新たな収益の柱となる事業の開発と育成 ③ 規模拡大に耐えるケイパビリティの再構築
成果・トピック	● 中期的成長軌道への転換 ● 約5億円の資金調達を実行 ● 計画前倒し進捗に伴う第3次中期経営計画への展開	● 約22億円の資金調達を実行 ● 計画前倒し進捗に伴う第4次中期経営計画への展開	● 米国事業の展開 ● オーナーズクラブ『Royaltorch』の発足 ● 計画前倒し進捗に伴う第5次中期経営計画への展開	● 収益不動産残高200億円規模の達成 ● 米国事業40億円規模へ拡大 ● 不動産テック事業への進出 ● 約38億円の資金調達を実行
時価総額	● 41億円 (2013年3月末)	● 104億円 (2015年3月末)	● 86億円 (2017年3月末)	● 135億円 (2018年3月末)

そのため、株主の皆様にご最終的なご判断をいただく前提として、大規模買付者に対してその提案に関する一定の情報提供を求め、大規模買付者から得られた情報及び当社のノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様にご提供することが、当社取締役会としての務めであると考えております。

本ルールは、当社取締役会が代替案を含め、大規模買付者の提案を十分に検討するために必要且つ十分な情報と相当の期間を確保することを通じて、株主の皆様が当該提案に対し、適切な判断を行えるようにすること、また、一連のプロセスを経ること、すなわち当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための、大規模買付けにおけるマイルストーンを設けることを目的としております。

#### ■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則 1-5 において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記され濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社は 2016 年 9 月 30 日付で「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」（以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。）を公表しておりますが、原則 1-5 において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様にも等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様のご権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と明確に表明しております。

#### ■資本政策からの観点

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、目指すべき企業規模をガイダンスとして表明しており、その内容は、時価総額 350～400 億円、純資産額 250 億円、連結従業員数 200 人としております。当社グループのビジネスモデルは、収益不動産の仕入を起点としているため、これらガイダンスをクリアするためには、まとまった額の先行投資が必要となります。当社が一層の成長を実現するためには、現在の純資産額と通期期間損益の状況に鑑みるに、今後も経営資源の充実が極めて重要であり、中でも資金調達、特にエクイティ・ファイナンスは欠かせないものであり、かかる方針はコーポレートガバナンス・ガイドラインにも明記しております。当社は、2012 年 10 月、2013 年 10 月及び 2017 年 7 月の 3 度に渡り、ライツ・

オフリングの手法を用いて資金調達を実施しております。ライツ・オフリングとは株主割当増資の一つであり、全ての既存の株主の皆様を上場新株予約権を割当て、当該新株予約権の行使により企業が資金調達を行うものでありますが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行され、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境となるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスは、何よりも「企業価値の向上に資する」ことが大切であり（出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル）、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示した企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えます。当該事態において株主の皆様が被りうる不利益を考慮すると、大規模買付者による提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならず、株主の皆様の判断に委ねるための手続きを確保すること、つまり現行ルールの趣旨を維持しながら適切に更新することが、当社において必要であると考えられます。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が上述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを維持・継続することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となることから、当社は、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。

なお、現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実（その兆候も含めて）はございません。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、または対象となると見込まれる買付者または当社株主を言います。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

## 2. 大規模買付ルール of 合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）、及び有価証券上場規程を充足しています。

### (2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、前述 1. 「本ルールの必要性および更新の目的」に記載したとおり、当社の株式に対し大規模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、第 92 期定時株主総会（2018 年 6 月 26 日開催予定）において、本ルールの更新をお諮りすることにより、株主の皆様のご承認を得ることとしております。そして、その有効期間は 3 年とし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、本ルールの有効期間の途中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールを廃止することができます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様にご開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当

社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付〔最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。〕を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画〔大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。〕に著しく劣ると判断される場合）が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールについては、2018年6月26日に開催予定の第92期定時株主総会において、本ルールの更新をお諮りすることを予定しておりますが、本ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期については1年とされており、且つ解任要件を加重しておりませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

### 3. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

(1) 当社の企業理念及び事業

当社は、以下の企業理念に従って事業を展開しております。

**【企業理念】**

エー・ディー・ワークスグループは、しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、お客様の資産を次代へと繋ぎ、日本の活力ある発展に貢献します。

① 収益不動産販売事業

当事業においては、収益不動産を独自のノウハウに基づいて仕入れたうえで、建物のリノベーション、テナントリーシング、管理状態の改善等のバリューアップを施し、個人富

裕層を中心とした顧客に販売しております。

また、国内での当社独自のビジネスモデルの特色やノウハウを応用し、顧客に対するサービスラインナップの拡充や収益不動産ポートフォリオの拡大と安定化を目的に、米国ロサンゼルスにおいても同事業を展開しております。

## ② スtock型フィービジネス

当事業は安定収益基盤を築くビジネスであり、おもに当社保有の収益不動産からの賃料収入及び管理受託不動産のプロパティ・マネジメント（入居者募集、入退去手続、督促業務及び建物管理）からの手数料収入を得ております。加えて、管理受託不動産の改善、修繕工事や、顧客資産運用コンサルティングも提供するなど、サービスラインナップを拡充しております。

### (2) 当社の企業価値の源泉

当社がもたらす価値の源泉は「お客様の資産を活かすこと」「より多くの人たちに資産を獲得する機会を提供すること」にあり、そのために主要な手段として不動産の再生事業を行っております。したがって、当社の事業は、わが国を支える大切な資産を次代に繋ぐこと、そして私たち自身を豊かにすることに直結するものです。

当社が事業に邁進することで、お客様や株主の皆様がより豊かになり、さらにはわが国の活力ある発展に貢献できるものと認識しております。

### (3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社は、2017年3月期を初年度とする3ヵ年計画「第5次中期経営計画（2017年3月期～2019年3月期）」を2016年5月12日付で公表し、以下の3つを基本方針として掲げております。

- I 収益不動産残高の戦略的な拡充を通じた、強固な事業基盤の確立と安定的な収益基盤の追求
- II 新たな収益の柱となる事業の開発と育成
- III 規模拡大に耐えうるケイパビリティの再構築

この基本方針に基づき、以下(i) (ii) (iii)の施策に重点的に取り組めます。

#### (i) 収益不動産ポートフォリオの拡大及び安定化

当社グループは、収益不動産事業の規模拡大により、着実に利益を成長させてまいりました。今後は、従来の規模拡大施策と並行して、収益不動産ポートフォリオにおける長期保有収益不動産と米国収益不動産の割合を増やし、安定収益基盤の強化と事業環境変動に対するリスクヘッジを進めます。当社の連結売上高の約3分の2は、収益不動産の販売によるものであるため、安定収益基盤である賃料収入の売上高に対する比率を高

める必要があります。市況によって左右されにくい収支構造を構築するため、長期保有用収益不動産残高の積み上げに注力し、賃料収入の比率を高めます。また元来米国においては、米国と日本では経済動向や法令等が異なるため、日米両国で事業を行うことは事業環境の変動に対するリスクヘッジとなります。目下のところ米国では、不動産価格が上昇する傾向が続くなど良好な事業環境を維持していることから、収益不動産に対する需要の多様化に対応する意味も含めて、当社の海外事業の拠点である米国ロサンゼルス収益不動産の仕入についても積極的に行う方針です。

(ii) 新たな収益基盤の確立

当社はこれまで、新たな収益基盤の確立を目的とし、不動産テック事業第一弾としての「不動産小口化投資商品の流通プラットフォーム構築着手」、富裕層に提供するバリューチェーン強化のための「建設事業の本格展開」など、着実に布石を打ってまいりました。これらの施策は、2018年3月期において、一部では業績への寄与を実現しております。さらに、不動産テック事業第二弾として、自社開発オフィスビル『AD-0 渋谷道玄坂』を活用した『不動産テックサポートオフィス』を通じ、AIレコメンデーションサービス、セキュリティサービス、クラウドファンディングサービスなどの不動産テック事業者との関係を強化しております。

(iii) 資金調達力の強化

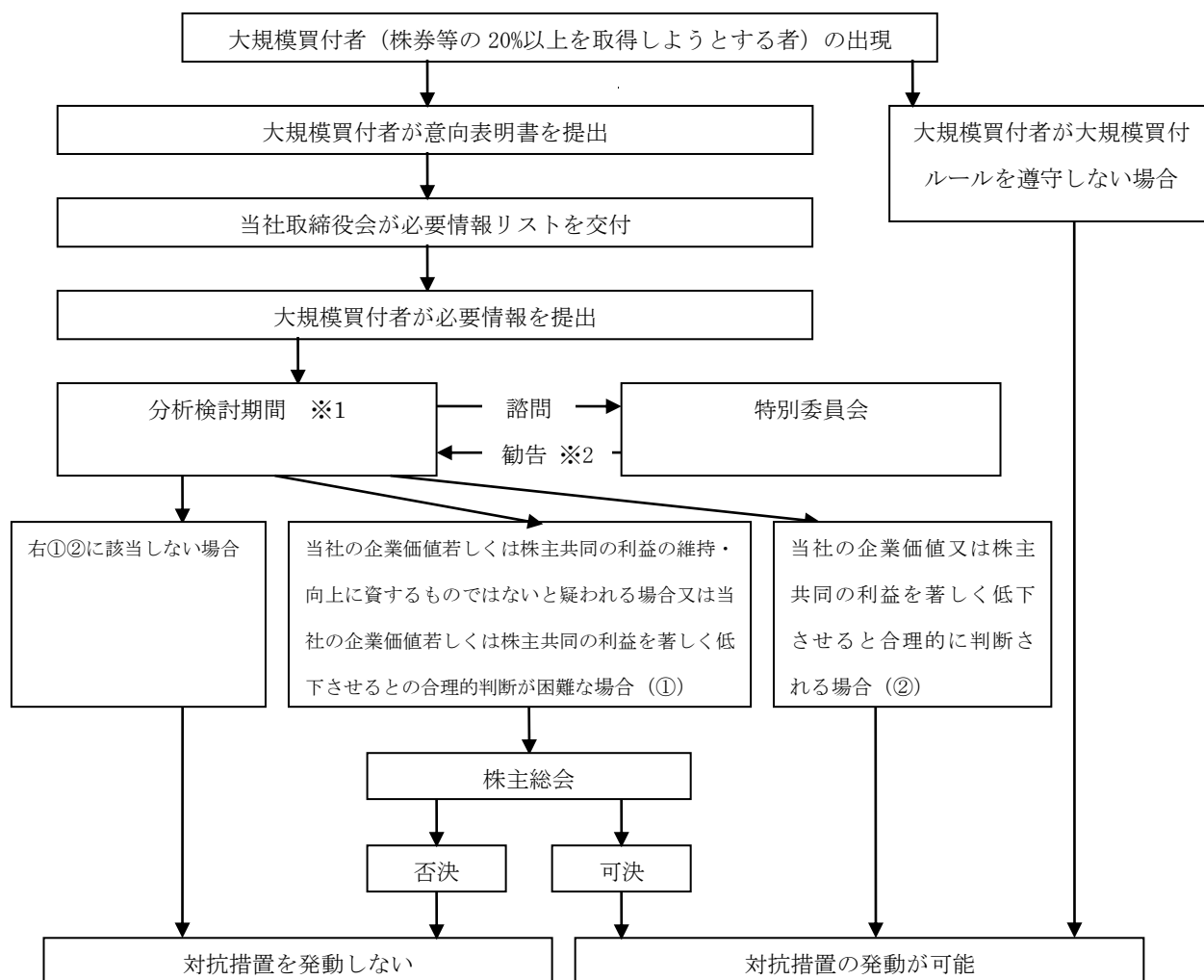
当社グループのビジネスモデルは、収益不動産の仕入を起点としているため、成長のためにはまとまった額の先行投資が必要となります。当社は、ライツ・オフリングという手法を駆使し、2013年3月期に約5億円、2014年3月期に約22億円、そして2018年3月期に約38億円の資金調達を実現しました。これらの成長資金を活用した結果として2012年3月期に290百万円であった経常利益は、2018年3月期においては約900百万円に増加しました。当社は今後も成長資金への需要が発生する可能性があるため、資本市場からの調達と金融機関からの調達の両面を視野に入れつつ資金調達力の強化に努めます。そのために、業績面での着実な成長を実現するとともに、投資家や金融機関とのコミュニケーションを一層充実させてまいります。

以 上



## 【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、90 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

---

---

## 大規模買付ルール

---

---

株式会社エー・ディー・ワークス

2018年6月26日更新（予定）

## **1. 大規模買付ルールの目的**

当社は、当社に対して大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）からの提案が行われた場合に、当該提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

### **■「大規模買付ルール」に関する考え方**

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付者によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、またはそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式保有割合が高く、影響力を行使可能な一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であり、そのための備えが必要であるとの観点から、現行ルールを導入し更新してまいりました。

当社は 2011 年以降、継続的な展望に沿って、時々の優先経営課題を克服しつつ、①ターゲットとする市場の選別、②自社の経営資源の拡充・活用、③競争優位性の維持・強化を目指し、第 2 次から現在の第 5 次に至る中期経営計画を着実

に遂行・達成するという成果を出しながら、成長・発展してまいりました。このような当社の企業価値及び株主の皆様への利益の向上に向けた継続性に基づく一貫した経営方針を、抜本的に転換することとなる場合等においては、従来からの先行投資効果も踏まえた中長期的な当社の企業価値及び株主共同の利益等の観点も含めて、十分な情報に基づき、相当な熟慮期間を経て、慎重に判断されるべきであると考えています。

そのため、株主の皆様へ最終的なご判断をいただく前提として、大規模買付者に対してその提案に関する一定の情報提供を求め、大規模買付者から得られた情報及び当社のノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様へ提供することが、当社取締役会としての務めであると考えております。

本ルールは、当社取締役会が代替案を含め、大規模買付者の提案を十分に検討するために必要且つ十分な情報と相当の期間を確保することを通じて、株主の皆様が当該提案に対し、適切な判断を行えるようにすること、また、一連のプロセスを経ること、すなわち当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための、大規模買付けにおけるマイルストーンを設けることを目的としております。

#### ■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則 1-5 において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記され濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社は 2016 年 9 月 30 日付で「コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン（方針及び取組み）」（以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます。）を公表しておりますが、原則 1-5 において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様へ等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様への権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と明確に表明しております。

## ■資本政策からの観点

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて、目指すべき企業規模をガイダンスとして表明しており、その内容は、時価総額 350～400 億円、純資産額 250 億円、連結従業員数 200 人としております。当社グループのビジネスモデルは、収益不動産の仕入を起点としているため、これらガイダンスをクリアするためには、まとまった額の先行投資が必要となります。当社が一層の成長を実現するためには、現在の純資産額と通期期間損益の状況に鑑みるに、今後も経営資源の充実が極めて重要であり、中でも資金調達、特にエクイティ・ファイナンスは欠かせないものであり、かかる方針はコーポレートガバナンス・ガイドラインにも明記しております。当社は、2012 年 10 月、2013 年 10 月及び 2017 年 7 月の 3 度に渡り、ライツ・オファリングの手法を用いて資金調達を実施しております。ライツ・オファリングとは株主割当増資の一つであり、全ての既存の株主の皆様を上場新株予約権を割当て、当該新株予約権の行使により企業が資金調達を行うものでありますが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行され、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境となるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスは、何よりも「企業価値の向上に資する」ことが大切であり（出典：2014 年 10 月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第 1 のプリンシプル）、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示した企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えます。当該事態において株主の皆様が被りうる不利益を考慮すると、大規模買付者による提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならず、株主の皆様の判断に委ねるための手続きを確保すること、つまり現行ルール趣旨を維持しながら適切に更新することが、当社において必要であると考えられます。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が上述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを維持・継続することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当

該提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断をいただくことが可能となることから、当社は、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。

なお、本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、または対象となると見込まれる買付者または当社株主を言います。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。

## **2. 大規模買付ルールの内容**

### (1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

### (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- ①大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑤大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買

付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その全部又は一部を開示します。

### (3) 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 90 営業日と定めているのは、当社が長い社歴を有し、当社の営む事業が、時代の変化に対応し、現在、不動産業において幅広いビジネスを展開していることから、多くのノウハウ・経験・知識・情報及び多数の顧客並びに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記 3. (2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為

が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的な対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

#### (5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後（取締役会が株主意思を確認するための株主総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後）にのみ開始することができるものとします。

#### (6) 企業価値を低下させる大規模買付行為に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

### 3. 大規模買付行為への対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的



な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた新株予約権の発行等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が

支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様ご意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様ご権利の確定前であり、且つ株主の皆様ご利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

## **4. 特別委員会への諮問手続**

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なの

で最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するための株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記 2. (3)に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は末尾（添付資料）のとおりです。

## **5. 株主・投資者に与える影響等**

### **(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等**

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

### **(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等**

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

### **(3) 対抗措置発動の停止等時に株主・投資者に与える影響等**

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変わりますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測

の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

#### (4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることとなります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

## 6. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの更新は、2018年6月26日の第92期定時株主総会でご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は3年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降3年内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご承認を得ることとします（た

だし、軽微な変更の場合を除きます。)

- 
- 注1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。
- 注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 独立役員又は役員以外の独立性の要件を満たす者であること
- ② 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、又は相当の識見を有する者であること

2. 委員の略歴

(1) 社外取締役（監査等委員）2名

① 原川 民男氏 1950年6月16日生

1974年4月 住友信託銀行(株)（現 三井住友信託銀行(株)）入社  
1995年8月 同社 奈良西大寺支店長  
1997年6月 同社 新宿支店長  
1998年6月 同社 事務推進部長  
2001年6月 同社 福岡支店長  
2003年6月 ビジネクスト(株) 取締役社長  
2007年6月 住信ビジネスサービス(株)（現 三井住友トラスト・ビジネスサービス(株)）取締役 常務執行役員  
2008年6月 ライフ住宅ローン(株)（現 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)）監査役  
2010年10月 住友信託銀行(株)（現 三井住友信託銀行(株)）調査部審議役  
2012年6月 当社 監査役  
2016年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

② 須藤 実和氏 1963年8月17日生

1988年4月 (株)博報堂 入社  
1991年10月 アーサー・アンダーセン（現 有限責任あずさ監査法人）入所  
1995年4月 公認会計士 登録  
1996年10月 シュローダー・ピーティエーヴィ・パートナーズ(株) 入社  
1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー 入社  
2001年1月 同社 パートナー  
2006年4月 (株)プラネットプラン設立 代表取締役（現任）  
2008年4月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授  
2012年5月 (株)じげん 社外取締役（現任）  
2016年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）  
2017年6月 公益財団法人日本バレーボール協会 理事（現任）  
2018年3月 (株)アシックス 社外監査役（現任）

(2) 弁護士 1 名

- ① 渡邊 雅之氏 1970 年 5 月 2 日生  
1995年 3 月 東京大学 法学部卒  
1997年11月 司法試験合格  
2000年 3 月 総理府(現 内閣府) 退職  
2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)  
2007年 5 月 Columbia Law School(LL.M.) 修了  
2011年 5 月 三宅法律事務所 パートナー (現任)  
2014年 6 月 (株)王将フードサービス 社外取締役 (現任)  
2016年 6 月 日特建設(株) 社外取締役 (現任)

## 特別委員会規則の概要

### 1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

### 2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。但し、最初の特別委員の任期は、取締役会の決議により別段の定めがされない限り、2021年6月に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

### 3. 特別委員会の権限

- (1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。
- (2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。
  - ① 大規模買付者が濫用的大規模買付者であること。
  - ② 買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、大規模買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
  - ③ （取締役会の経営計画又は事業計画が特別委員会に上程された場合で）買付け後の経営計画又は事業計画が、取締役会の経営計画又は事業計画（大規模買付者による買付提案に対する代替案を含む）と比較して、明白に劣っており、大規模買付者による買付け後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
  - ④ その他、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させることが明らかであると認められる事由が存在すること。
- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止



又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

#### 4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

以上

〈ご参考〉当社株式の状況（2018年3月31日現在）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 895,260,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 323,987,693株 |
| 3. 株主数        | 20,725名      |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
田中 秀夫	43,545,506株	13.44%
有限会社リバティールハウス	16,216,000株	5.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,003,200株	1.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,713,500株	1.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,993,100株	1.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員株式報酬信託口・75695口）	4,879,959株	1.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	4,600,500株	1.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	4,561,000株	1.40%
野村信託銀行株式会社（投信口）	4,182,100株	1.29%
株式会社SBI証券	3,025,938株	0.93%

注1 当社は自己株式1,039,431株(持株比率0.32%)を保有しております。

注2 当社代表取締役社長田中秀夫は、共同保有とみなされる者を含めると合計で持株数62,281,506株(持株比率19.22%)となります。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

所有者別	所有株式割合
金融機関	13.3%
金融商品取引業者	4.2%
その他法人	7.5%
外国法人等	1.6%
個人・その他	73.1%
自己株式	0.3%

以 上